

事務連絡
令和4年8月17日

訪問調査の対象となっている介護サービス事業所・施設 御中
(指定都市に所在する事業所・施設を除く)

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

令和4年度「介護サービス情報の公表」の実施における感染症対策について

令和4年度「介護サービス情報の公表」制度における訪問調査については、例年どおり、指定調査機関に所属する調査員（原則1名）（以下、「調査員」という。）が事業所を訪問し、事前に報告していただいた「基本情報調査票」と「運営情報調査票」の「確認のための材料」の事実の有無について確認を行います。

調査員は、裏面に記載している感染症の感染防止対策を行った上で事業所へ訪問しますので、事業所におかれましては、可能な限り広いスペースを確保する等のご配慮をお願いします。

また、訪問調査の直前に発熱や倦怠感等の体調不良が疑われる利用者・職員を確認した場合や不明な点がありましたら、下記担当までお問い合わせください。

なお、訪問調査実施日現在において、神奈川県に緊急事態宣言等が発出されている場合は、調査を行わない場合があります。その際は、当該訪問調査の取扱い等について、別途、ご連絡しますのでご承知おきください。

問合せ先
在宅サービスグループ 早川、松本
電話：045-210-1111 内線4840、4842
ファクシミリ：045-210-8874

令和4年度 介護サービス情報の公表 訪問調査の実施時の留意事項について

1 訪問調査員の感染症の感染防止対策について

令和4年度 介護サービス情報の公表の訪問調査を実施する際に、指定調査機関の調査員は次の対策を行った上で訪問します。

- (1) 訪問調査員は、訪問調査の前日及び当日に体調のチェックを行います。
※発熱、倦怠感等の症状がある場合は、業務に従事させず、場合によっては、日程の変更を行う等の対応を行います。
- (2) マスクの着用を徹底します。
- (3) 訪問調査前に、手洗い及び手指消毒を行います。
※事業所内のお手洗い等をお借りする場合があります。

2 事業所の皆様にご協力いただきたいこと

- (1) 事業所内の換気及び消毒をお願いします。
- (2) 可能な限り、広いスペースが確保できる等のご配慮をお願いします。
(確保が難しい場合は、同席する人数を減らす、間隔を空ける等のご配慮をお願いします。

3 その他

訪問調査の直前に発熱や倦怠感等の体調不良が疑われる利用者・職員を確認した場合は、神奈川県高齢福祉課までご相談ください。

4 問合せ先

神奈川県高齢福祉課在宅サービスグループ
電話：045-210-4840（直通）